

口腔がん専門医制度施行細則一部改正のお知らせ

口腔がん専門医制度委員会
委員長 原田 浩之

2022年8月に開催されました理事会において「口腔がん専門医制度施行細則」の改正が承認されましたので、お知らせいたします。

【口腔がん専門医制度施行細則 第15条4.】

<改正前> 口腔外科専門医取得後3年以上、口腔顎顔面領域の外科の臨床経験があること。

<改正後> 削除

【口腔がん専門医制度施行細則 第15条6.4)】

<改正前> 口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、頸部郭清術を、術者または助手として40側以上経験していること、そのうち20側以上は術者としての経験とする(前号3)の症例と重複しても可。

<改正後> 口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、頸部郭清術を、術者または助手として40側以上経験していること、そのうち20側以上は術者としての経験とする(前号3)の症例と重複しても可。
また、2)-4)の症例は、口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下であれば、本学会の研修施設以外での症例でも差し支えない。

【口腔がん専門医制度施行細則 第15条6.5)】

<改正前> 本学会入会后、口腔がんの臨床に関する研究発表(筆頭演者)2件および論文1編(筆頭著者もしくは責任著者)の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定され学術雑誌および学術集会に発表されたものに限られる。また、研究発表のうち1件は本会の学術集会での発表であること、また論文1編は本学会誌での発表であること。

<改正後> 本学会入会后、口腔がんの臨床に関する研究発表(筆頭演者)2件および論文1編(筆頭著者もしくは責任著者)の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定され学術雑誌および学術集会に発表されたものに限られる。また、研究発表のうち1件は本会の学術集会での発表であること。